

後期まちづくり基本計画（市民・事業者取組案）

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
1. 地域コミュニティ		
①近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。		④地域の生活・福祉課題に対応するため、多くの人が参画する福祉コミュニティづくりに取り組みます。
②地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。		
③地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。		
2. 生涯学習		
①生涯を通じて、自ら学習に取り組み、自己の能力や生活の向上を図ります。		
②学習の成果や習得した知識を地域の中で活かすために、ボランティア活動等を行います。		
③学習活動の活性化に向け、市民学習グループ間で交流や連携に努めます。		
④事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会を提供し、キャリア形成を支援するなど、地域活動への参加や社会貢献に努めます。		
⑤健康を意識しながら、積極的にスポーツ活動に取り組み、生きがい・健康・コミュニケーションづくり等を行います。		
3. 学校教育		
①子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間等に協力するとともに、さまざまな体験をする機会をつくります。		
②子どもが健やかに育つ地域環境を整え、必要に応じた対応を行います。		
③子どもとのコミュニケーションを深め、子どもに基本的な食生活・生活習慣が身に付くように努めます。		
④安全・安心な地域の中で、子どもが成長していけるように、防犯や交通安全に向けた見守り活動等を実施します。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
⑤子どもを対象とした地域の行事や活動を行うとともに、PTA活動や学校行事に参加するなど、地域全体で子どもと積極的にかかわりを持ちます。		
4. 子ども・子育て支援		
①妊娠届出を行ったときから、妊娠期、子育て期を通して、不安や困り事を行政や地域関係団体に気軽に相談しながら子育て力や子どもの育つ環境を整えます。	新規	
②妊婦健診や乳幼児健診等の各種健診や予防接種を受けるようにし、子どもが健やかに育つよう努めます。	新規	
③保護者として、子育てについて自ら学び、子どもを育てる力を高めるとともに、子どもと向きあい、子どもが心身ともに安らぐような家庭づくりに努めます。		
④地域で子どもが安心して暮らせる環境をつくるとともに、保護者の不安軽減等に向けて、子育てについての助言等を行うほか、交流の機会づくりに努めます。		
⑤事業者は、従業員が家庭で子どもとのかかわりを深められるよう配慮に努め、また、子ども・子育て支援に取り組む地域活動への協力を努めます。		
⑥近所の子どもへの声掛け等を通じて、子どもに積極的にかかわります。		
⑦保育施設等や子育て支援関連の施設では、多様な保育サービスや子育て支援サービス等の提供に努めます。		
⑧地域全体で非行化を防止するための社会生活上の環境整備に努めます。		
⑨大人として子どもの人格を尊重し、成長に応じた思い・考えを聴くとともに、豊かな人間性、社会性等がはぐくまれるように、成長を支えます。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
5. 人権尊重・多文化共生		
①人権問題や多文化共生社会の実現、男女共同参画を自分自身の課題として受け止め、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、学習会や活動に自発的に参加・協力します。		
②地域活動への協力や積極的な参加を通じて、地域に根差した人権問題解決や男女共同参画社会づくりのための意見やアイデアを市に提言します。		
③日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いに認めあい、理解を深めるとともに、世界平和を願い尊ぶ意識を醸成します。		
④男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、また、男女がともに働きやすい環境をつくります。		
⑤事業者等においては、安全で働きやすい職場づくりを進め、仕事と生活の調和を推進していくとともに、従業員に対して人権教育を行うなど、ハラスメントの防止をはじめとする人権に配慮した行動を行います。		
6. 地域福祉		
①地域活動へ主体的に参画し、住民同士のつながりを作り、地域課題の共有・解決の支え合いの地域づくりを進めます。	▲	①地域での活動を通じて、住民同士お互い顔の見える関係を築きます。
②地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域の生活・福祉課題の解決に取り組みます。	▲	②地域での活動を通じて、理解者を増やし、活動に参加する人が増えるよう努めます。
③身近な地域で困り事を抱え、孤立している人に早めに気付き、専門機関等につなぐことに努めます。	▲	③自分たちの活動だけでなく、他の活動にも目を向けることで、連携等ができるようになります。
④事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。	▲	④身近な地域の小地域福祉活動を広げられるよう地域が一体となり、取り組みます。
⑤事業者は、地域社会の一員として、地域の課題解決のために地域住民との協働に努めます。	▲	⑤生活・福祉課題を身近な生活圏域の中で共有できるように努めます。
		⑥身近な地域で要援護者を発見し、専門機関等につなぐことに努めます。
		⑦事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。
7. 高齢者支援		
①自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
②高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続け、認知症の人をはじめとした、支援を必要とする近隣高齢者等に思いやりを持って接し、支えられるだけでなく、互いに支えていく担い手となる高齢者の地域参加を支援します。		
③事業者は高齢者の介護予防を支援する取組を提供します。	新規	
④事業者は、高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。		
⑤事業者は高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを行います。	新規	
⑥事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。		
8. 障害者支援		
①障害のある人・子どもに対する理解を深めます。		
②地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流を深めます。		
③障害のある人の地域での生活を見守り、ともに生活できるよう必要に応じて支援します。		
④事業者は、日常生活を支える障害福祉サービス等を提供します。		
⑤事業者は、障害のある人の雇用に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。		
⑥相談支援事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるようにします。		
9. 生活支援		
①児童虐待について正しい知識を持ち、誰もが発見者となりうることを意識するとともに、児童虐待と疑われる事例を発見した場合には通報します。		
②子どもの健やかな育ちや安全への配慮のため、地域での見守りに努めます。		
③児童虐待防止に関する啓発事業に積極的に参加し、児童虐待の早期発見に努めます。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
④生活に課題を抱える人の自立に向けて、ともに考えていくという視点を持ちます。		
⑤事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労体験等の取組に協力します。		
10. 健康支援		
①がん検診の受診による悪性新生物の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予防のための健診や保健指導を活用して、自ら主体的に、健康の維持、増進に努め、「尼崎市生活習慣病等予防ガイドライン」の健康指標の達成をめざします。		②医療保険制度や国民年金制度の趣旨を理解し、制度の適正な利用や保険料の納付に努めます。
②地域ぐるみで健康学習の機会を持って共に学ぶなど、地域で健康づくり活動を進めます。		①健康づくり、出産・育児、感染症等について正しく理解し、各種検診（健診）や予防接種を受けるようにします。
③事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防や健康づくりをめざす市民を、サポートする環境づくりに取り組みます。		②出産・育児等に関する情報を地域で共有し、関係機関と連携しながら、地域の子育て力の向上に努めます。
④医療関係機関は、医療サービスの質の維持・向上等に努めるとともに、適正な医療の提供に努めます。		③市民一人ひとりが「自らの健康は自らが守る」という自覚を持って、食生活の改善や運動の実践に取り組むなど主体的に心と体の健康づくりをします。
⑤「食」への関心を深め、身近なところから衛生状態に気を配り、生活衛生環境の向上に努めます。		
⑥市民、事業者、医療機関は、医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、制度の趣旨を理解したうえで、適正な利用や保険料の納付に努めます。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
11. 消防・防災		
①各家庭において家具転倒防止対策や食糧備蓄、非常用持出袋の準備等の防災対策を行います。		
②急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行います。		
③救急車を適正に利用します。		
④住宅用火災警報器の設置や、防火管理体制の充実強化等火災予防に取り組みます。		
⑤地域の防災力向上のために、防災訓練等の自主防災活動に参加・協力します。		
⑥災害時に地域の協力によって速やかに避難できるよう、普段から避難訓練等を行います。		
⑦事業者は、防火管理体制の強化や定期的な消防訓練を行うとともに、災害発生時には地域の防災活動に協力します。		
12. 生活安全		
①市民は日常生活の中で一人ひとりが防犯について意識し、日常の犬の散歩やウォーキングを兼ねてできる見回り活動・パトロールの防犯活動に協力しあって、安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。		
②一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守するとともに、家庭や学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。		
③自転車のまちづくりを推進するため、一人ひとりが、自転車に関連する交通事故や犯罪防止、適正な駐輪といった、自転車の安全、安心、快適利用に努めます。		
④消費に関する学習・啓発の機会を活用し、さまざまな商品や商取引等についての知識や関心を持つ賢い消費者となることに努め、自ら消費者被害に遭わないよう備えるとともに、地域や環境、社会に貢献できる消費行動を心がけます。		
⑤悪質な訪問販売や金融商品等による被害を防ぐため、地域や各種団体が高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。		
⑥事業者は、消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、法令の遵守と倫理的な事業活動、情報開示に努めます。		
⑦事業者は、自転車のまちづくりを推進するため、従業員に対して、自転車に関連する交通事故や犯罪の防止、適正な駐輪といった自転車の安全、安心、快適利用に係る啓発を行うよう努めます。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
13. 地域経済の活性化・雇用就労支援		
①事業者は、環境に配慮しつつ事業活動を積極的にを行うとともに、施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。	▲	①企業等は、求める人材や働く場としての魅力について積極的に情報発信します。
②事業者の事業分野や規模を活かした上で、自らの努力のもと継続、発展や縮小も含め、持続可能な事業活動に取り組みます。	▲	②就労希望者は、働く意欲を持って自ら積極的にスキルアップに取り組みます。
③市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。	▲	③企業等は、就労希望者に対する研修やインターンシップに協力し、就労希望者のスキルアップを支援します。
④市民は、日常の買物や外食などの行動が産業と関係していることを知り、また、働くことで産業の振興の一環を担っていることなど産業振興や地域経済活性化について当事者意識を持ちます。	▲	④企業等は、労働者が安心して働き続けられる環境づくりに努めます。
⑤事業者は、企業利益の追求に加え、持続可能な社会を目指す上で、企業の社会的責任を認識して行動します。また、地域社会を構成する一員として、地域経済や地域づくりに積極的に関心を持ち、事業活動や地域活動に取り組みます。	▲	⑤企業等は、経営の質を高めるため、従業員の意識啓発や人材育成研修に努めます。
⑥事業者は、従業員が健康で働きやすい職場環境づくりや、人材育成及び従業員の自己啓発等への支援に取り組みます。	▲	①事業者は、事業活動を積極的にを行うとともに施設・設備の積極的な投資に努め、市内における雇用機会の拡大に努めます。
		②ものづくり産業の振興が地域経済の発展と雇用機会の創出により市民生活の向上につながることを理解するとともに、ものづくり産業の振興に協力するよう努めます。
		③市民・事業者は、工業系用途地域における低未利用地や遊休地等の所有資産の事業用途への積極的な活用に努めます。
		④事業者は、地域社会の一員として社会的責任を自覚し、地域社会と調和を図りながら共生していきます。
		⑤事業者は、環境に配慮したものづくりを行います。
		⑥市場・商店街が食品等の商品・サービスの提供や地域交流の場となることで日々の暮らしを支えていることを意識し、地域経済の循環を心がけます。
		⑦事業者は、意欲をもって市民や地域のニーズを捉えた事業活動に努めるとともに、個々の市場・商店街の特徴を活かして地域に根差した取組を行い、地域とともに支えあつ市場・商店街づくりを進めます。

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
14. 魅力創造・発信		
①地域の催し等への積極的な参加等を通して、身近なまちの魅力を再認識・発見するよう努めます。		③さまざまな活動を行うに当たっては、まちの魅力アップや活性化を意識します。
②一人ひとりがプロモーション役として、まちの魅力の向上や活性化を意識し、情報発信するよう努めます。		
③事業者は尼崎ならではの魅力を備えた商品やサービスの提供に努めるとともに、これらの積極的な情報発信を行います。		
④国際交流の機会を活用します（姉妹都市、友好都市の相互訪問や留学生・訪問団のホームステイ受入等）。		
⑤尼崎城を核にした寺町・城内地区の魅力づくりや訪日外国人への対応など、新たな魅力の活用、交流促進について、市民・事業者・行政が連携して取組を進めます。	新規	
⑥様々な芸術体験と芸術活動を通じて文化の大切さを理解し、文化の力を活かしたまちづくりを意識します。	新規	
⑦尼崎市総合文化センターは、市民に良質な芸術を提供するとともに、本市の文化振興の核としての役割を果たします。	新規	
⑧学び・楽しみ・交流する様々な活動の主体となるとともに、新しいことにチャレンジする人を応援します。	新規	
⑨子どもを取り巻く大人の行動様式の重要性を認識し、子どもの文化的な成長を支えていきます。	新規	
15. 地域の歴史		
①地域の歴史や文化財に関する催しに参加し、身近なまちの魅力の再認識・発見に努めます。		
②地域の歴史や文化財等に関心を持ち、身近な地域の魅力についての情報発信に努めます。		
③将来を担う子どもたちに地域の豊かな歴史等をしっかりと伝えていきます。		
④文化財の保全や地域の歴史や文化財に関する調査に協力します。		
⑤地域資源として史跡・文化財を守るとともに、観光資源としても活用し、まちの魅力アップや活性化を意識します。		

後期計画記載案	V S	前期計画より削除分
16. 環境保全・創造		
①地球温暖化の防止や循環型社会の形成等について学ぶとともに、環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活スタイルを実践します。		
②ごみの発生・排出の抑制に努め、排出されるものについては再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。		
③省資源・省エネルギーの取組や自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等によるヒートアイランドの抑制など、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。		
④大気環境の保全や水環境の保全等、安全で快適な生活環境の保全に取り組みます。	新規	
⑤身近な自然や生き物を大切にすのほか、自然観察や環境保全活動の参加等を通して、生物多様性の保全に取り組みます。		
17. 住環境・都市基盤		
①景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。		
②都市景観に関心を持つとともに、緑化等の身近な住環境の向上のためにできることに取り組みます。		
③地域の特性に応じた地区計画等によるまちづくり、地域にある施設の維持管理や利用方法のルールづくり等に取り組みます。		
④地域住民が主体となったコミュニティを形成し、まちづくりのルールを自ら定め共有することで、災害に強いまちづくりに努めます。		
⑤さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、ライフステージに応じた良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。		
⑥各種制度の活用や条例・規則を遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。		
⑦道路や側溝の簡易な清掃など、身近な都市基盤の維持管理に努めます。		